

事業者名又は
個人事業主名

店舗名

岐阜県新型コロナウイルス拡大防止協力金（第8弾）
店舗ごとの協力金支給申請額計算書

①

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、**太枠の中に数値を記入**してください。支給申請額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

【売上高方式／中小企業用】

【順序1】中小企業（小規模企業・個人事業者含む）ですか？

※中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ

【売上高減少額方式】により計算してください。

【順序2】令和元年又は令和2年要請月（10月）の飲食業売上高（税抜）はいくらですか？

※経費支出を含む経理帳簿などに記載されている月ごとの売上高を税抜きで記入して下さい。なお、税抜売上高が不明な場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

・算定対象とならないテイクアウトに係る売上高や物品販売に係る売上高などは除外されていますか？ はい

※必要に応じ、確認のための連絡や追加の書類提出を求められることがあります。

令和元年又は令和2年〇月の飲食業売上高
① 円
(税抜)

令和元年又は令和2年10月の飲食業売上高
③ 円
(税抜)

令和元年又は令和2年10月の1日当たり売上高
④ 円
(税抜)

令和元年又は令和2年〇月の飲食業売上高
② 円
(税抜)

÷ 31 = 小数点以下切り上げ

④の金額は

1日当たり売上83,333円を超えますか？

はい

いいえ又は不明

1日当たりの飲食業売上高が25万円以上で、前年又は前々年からの飲食部門における1日あたりの売上高減少額が18万7,500円を超えている場合は、売上高減少額方式も選択可能です。

支給単価は1日当たり25,000円です。

下記図を記入して支給額を確定してください。

25,000円 × 協力日数 日 = 当該店舗の支給申請額 円

【例】10/1~10/14 : 14日

上記内容で申請します。

売上高方式にします

【順序3】令和元年又は令和2年の要請月（10月）の1日当たり支給単価を計算します。

令和元年又は令和2年10月の1日当たり売上高
④ 円

× 0.3 =

令和元年又は令和2年10月の1日当たり支給単価
⑤ 円

千円未満を切り上げ

【順序4】⑤ 1日当たり支給単価に協力日数を乗じて支給申請額を算出します。

令和元年又は令和2年10月の1日当たり支給単価
⑤ ,000 円

時短等協力日数
⑥ 日

当該店舗の支給申請額
⑦ ,000 円

【最大7万5千円】

【例】10/1~10/14 : 14日

右記に図を記入して支給額を確定してください。

上記内容で申請します。

店舗毎に作成し、当該店舗の支給申請額を申請書様式1の支給申請額欄に転記してください。